

15	R5. 6. 14	R5. 7. 10	<p>次の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書のうち非常電源（自家発電設備）の点検票（別記様式第24）</p> <p>1 ○（東京都江戸川区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年12月29日4江予（報）第1281号）</p> <p>2 ○（東京都江戸川区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年8月29日4江予（報）第664号）</p> <p>3 ○（東京都江戸川区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年9月5日4江予（報）第698号）</p> <p>4 ○（東京都江戸川区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年12月7日4江予（報）第1159号）</p> <p>5 ○（東京都江戸川区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年7月23日4江予（報）第507号）</p> <p>6 ○（東京都江戸川区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和5年5月25日5江予（報）第254号）</p> <p>7 ○（東京都江戸川区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年7月2日4江予（報）第415号）</p> <p>8 ○（東京都江戸川区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和5年5月9日5江予（報）第152号）</p> <p>9 ○（東京都江戸川区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和5年4月17日5江予（報）第62号）</p> <p>10 ○（東京都江戸川区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年5月13日4江予（報）第145号）</p> <p>11 ○（東京都江戸川区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年2月22日4江予（報）第1586号）</p> <p>12 ○（東京都江戸川区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年12月20日4江予（報）第1212号）</p> <p>13 ○（東京都江戸川区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年10月12日4江小（報）第74号）</p> <p>14 ○（東京都江戸川区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和5年4月18日5江予（報）第71号）</p>	42	●															東京消防庁 予防部査察課
----	-----------	-----------	--	----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------------

16	R5. 6. 14	R5. 7. 10	<p>次の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書のうち非常電源（自家発電設備）の点検票（別記様式第24）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ○（東京都江戸川区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和5年6月14日5岩予（報）第326号） 2 ○（東京都江戸川区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年12月22日4岩予（報）第1126号） 3 ○（東京都江戸川区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年8月2日5岩北（報）第34号） 4 ○（東京都江戸川区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年11月4日4岩予（報）第889号） 5 ○（東京都江戸川区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年8月19日4岩予（報）第526号） 6 ○（東京都江戸川区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和5年6月5日5岩北（報）第15号） 7 ○（東京都江戸川区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和3年11月30日4岩南（報）第66号） 8 ○（東京都江戸川区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和5年2月28日5岩予（報）第1426号） 9 ○（東京都江戸川区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和5年3月15日5岩予（報）第1551号） 10 ○（東京都江戸川区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年10月12日4岩予（報）第784号） 11 ○（東京都江戸川区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和5年3月8日5岩予（報）第1473号） 12 ○（東京都江戸川区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和5年2月16日5岩所予（報）第1361号） 13 ○（東京都江戸川区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和5年4月5日5岩予（報）第17号） 14 ○（東京都江戸川区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年10月16日4岩予（報）第795号） 15 ○（東京都江戸川区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和5年5月19日5岩予（報）第231号） 16 ○（東京都江戸川区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和5年2月3日5岩予（報）第1292号） 17 ○（東京都江戸川区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和5年6月8日5岩予（報）第288号） 18 ○（東京都江戸川区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年10月7日4岩予（報）第761号） 19 ○（東京都江戸川区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年10月12日4岩予（報）第782号） 	57	●																																		東京消防庁 予防部査察課
17	R5. 7. 6	R5. 7. 10	<ol style="list-style-type: none"> ○（東京都港区〇丁目〇番〇号）に係る以下の公文書 1 立入検査結果通知書（平成8年10月22日交付） 2 立入検査結果通知書（平成11年10月20日交付） 3 立入検査結果通知書（平成18年9月25日交付） 	7	●																																		東京消防庁 予防部査察課

60	R5. 6. 2	R5. 7. 28	総合予防情報システムに記録された建物データのうち、平成29年4月1日から令和5年3月31日の間に新規に記録された、東京23区及び八王子市以外の区域における消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（1）項から（20）項の防火対象物の『建物名』、『市区町村・町名』、『丁目』、『番地』、『号』、『政令別表』、『建築同意年月日』、『使用検査年月日』、『構造』、『階層地上階数』、『階層地下階数』、『建築面積』、『延面積』、『建物高さ』、『特定一階段該否』及び『登録年月日』の東京消防庁予防部予防課で作成した一覧	853	●	●	●												（7条1号）漢字建物名の一部は、防衛省・自衛隊の施設の構造、性能に関わる情報であって、これを公にすることにより当該施設の防御能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため （7条4号）漢字建物名の一部は、テロ等の犯罪の標的となるおそれがあり、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため	東京消防庁 予防部予防課
61	R5. 7. 4	R5. 7. 28	○（新宿区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（平成2年1月28日新宿消防署予防課第200号）	75	●														（7条4号）平面図及び断面図の一部は、公にすることにより、建物内部への侵入による犯罪の実行を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	東京消防庁 予防部予防課
62	R5. 7. 19	R5. 7. 28	○（台東区○丁目○番○号）に係る 1 基準の特例適用申請書（平成16年1月27日15上予（特）第622号） 2 防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和42年9月6日下谷消防署予防課収第127号）	19	●					●	●								（7条2号）住宅部分及び住宅部分の専有面積・収容人員は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条4号）住宅部分は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁 予防部予防課
63	R5. 7. 3	R5. 7. 31	火災調査書類（令和5年6月23日5新大第24号）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 火災出場時における見分調査書 3 現場見分調査書 4 質問調査書（質問日時：令和5年5月31日22時40分から22時50分） 5 質問調査書（質問日時：令和5年5月31日22時30分から22時40分）	17	●					●									（7条2号）特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7条6号）関係者の供述内容等の任意に得られた情報は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁 予防部調査課